

三重県「みえさとちゃん」取扱要領

第1条 目的

この要領は、「みえさとちゃん」を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要領において「みえさとちゃん」とは、三重県が定めた別紙の「みえさとちゃん」イメージ図に定めたものをいう。

第3条 管理主体

「みえさとちゃん」の管理は三重県が行うものとする。

第4条 使用条件

- (1) 「みえさとちゃん」は、里親制度の普及啓発に資すると三重県が判断する場合には、営利又は非営利を問わず使用できるものとする。
- (2) 「みえさとちゃん」の使用を希望する場合は、事前に三重県児童相談センターに連絡するものとする。

第5条 使用料

「みえさとちゃん」の使用は無償とする。

第6条 使用上の遵守事項

- (1) デザインの色・形式などの取扱いは、使用者の責任において行うものとする。
- (2) 里親制度の普及啓発の理念に反する使用、又は「みえさとちゃん」のイメージを損なう使用はしないこととする。

附則

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、適用する。